

令和2年5月7日

学校教育課

5月11日（月）以降の 寒川町立小・中学校の対応について

国の緊急事態宣言の期間延長及び神奈川県知事からの協力要請に基づき、町立小・中学校を5月31日（日）まで臨時休業期間とします。

なお、本日各小・中学校から保護者へメールにて連絡します。

1. 5月11日（月）以降の対応について

- ・5月31日（日）までは町内全校を臨時休業とします。
- ・臨時休業期間中に子どもたちの健康状態の確認や家庭での様子確認のため、学校から電話連絡等を行う場合があります。
- ・臨時休業期間中の学習課題については、各学校の教職員が各家庭のポストへ投函します。

2. 6月1日（月）以降の対応について（予定）

- ・6月1日（月）から学校再開の予定です。
- ・登校時刻は通常通りです。
- ・当面の間は、小・中学校ともに午前日課（給食・弁当なし）とします。

3. その他

- ・グラウンド利用については、臨時休業中と同様の措置とします。
- ・中学校の部活動については、自粛の取組を継続します。

問い合わせ先

寒川町教育委員会 学校教育課 課長 小島康義 ☎0467(74)1111 内線 520